

七尾市農業委員会だより

2018

夏

平成30年8月1日発行/発行 七尾市農業委員会/編集 農業委員会だより編集委員会
TEL 0767 (53) 8440/FAX 0767 (52) 7765/E-mail:nougyouinkai@city.nanao.lg.jp

No.52



中島町鉤打地区

農地パトロール

(利用状況調査)が始まります

農地パトロールは、地域の農地利用状況の確認と遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用等を未然に防ぐことを目的に1年に一度行われている調査です。今年は9月、10月を中心に農業委員、農地利用最適化推進委員が管内の農地を農地台帳及び地図をもとに調査します。

現に耕作の目的に供されず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地や無許可で転用した農地、又は許可条件に違反して転用をしていないかなども確認します。農地に立ち入ることもありますのでご理解とご協力をお願いします。立ち合いは不要です。

現地調査の結果、適正に管理されず今後農地として利用できないと判断された農地の所有者には、11月中旬に農業委員または農地利用最適化推進委員が訪問して「利用意向調査」を行いません。今後の農地の活用等について聞き取りしますのでご協力をお願いします。

農地を貸したい、山林化している、管理する人がいないなど、農地についてお困りのことがありましたら担当地区の農業委員または農地利用最適化推進委員にご相談ください。



農業委員会の活動

4月25日に石川県農業会議から講師を招き、七尾市農業委員と農地利用最適化推進委員の合同研修会が行なわれました。

平成28年4月に改正農業委員会法が施行され、平成29年7月に農地利用最適化推進委員が設置されました。また、農業委員会は「農地利用の最適化」が法令により必須業務となりました。「農地利用最適化」とは、担い手への農地利用の集積・集約化の推進と遊休農地の発生防止・解消の推進。そして、新規参入の促進を図ることです。

委員、推進委員は、管内の農地利用の推進を図るため、遊休農地の定義や担い手・法人への集積・集約に向けた取り組み等について学びました。今後の活動が期待されます。



頑張ってます!

《part 29》

「消費するだけの立場から、生産する立場へ」



太田 麻利子さん
(矢田町)

実家が兼業農家で小さいころからジャガイモの植え付けをしたり、田んぼの手伝いをしたり、市場に出荷したりする姿を目にしていたという。大学進学と同時に東京へ。就職、結婚、子育てをし、31歳の時に家族で七尾市にUターンをした。

七尾に来たからには、都会ではなく田舎でしかできない仕事をしたいたいと思い、もともと興味があつた農業に進むことにした。いしかわ農業支援機構のいしかわ耕稼塾（津幡町）に1年間毎日通い、野菜の栽培方法等を学ぶ。その後は新規就農するか雇用就農するか考え、雇用就農の道を選んだ。そして、今年4月から中島町浜田在住の松田武氏（認定農業者）のもとで働くことを決めた。

小規模の農家なら数日程度の田植えだが、就農先では2カ月間にも及び、田植えの枚数が驚いたという。農作業は暑いし、体力がいる。当たり前のことだ。日々の生活を見直し、栄養バランスを考えるようになり、今では就労当初よりも体力

が付きたくましくなりましたと笑顔で話す。

4月から稲の苗づくり、田植えと長ネギの植え付け、ブロッコリー、キャベツ、稲刈り、長ネギの収穫などを行ない12月から3月は牡蠣小屋の運営などをするため学ぶことが多い。

また、加工品も生産しているため、一つの製品として世に出す大変さやお客さんの為に丁寧に商品として出荷するなど農業経営を学ぶ日々を送っていると話す。そして、ゆくゆくは、自立して農業を行ないたい。加工品も手掛けていきたいと抱負を述べた。



「田んぼの生き物調査」

6月14日

七尾市里山里海協議会は、生物多様性を学ぶ活動を通じ、世界農業遺産に認定された能登の自然を継承するため、朝日小学校6年生を対象に下町地内で「田んぼの生き物調査」を行なった。

水路に足をいれ、「おっきいがんおった」「なんかおる」など歓声が上がリ、ドジョウやフナ、アメリカザリガニなどを捕まえる。魚、蛙、貝、エビ、昆虫に分類してそれぞれの特徴や生態を石川県土地改良事業団体連合会の石黒氏から学ぶ。生き物が育つ田には美味しいお米ができる。管理されず草だらけになった田には害虫が発生し、生き物が生きられないので、生き物が生息する環境を守ることが、田を守ること、そして地域の文化の継承に繋がることを学習した。



【生息していた生き物】

写真提供 石川県土地改良事業団体連合会



マルタニシ



マシジミ



カワニナ



ドジョウ



トノサマガエル



ニホンアカガエル



ギンブナ



シマドジョウ



ニホンアマガエル



ヒメゲンゴロウ



ヒメガムシ



アメリカザリガニ



タモロコ

農作業時の熱中症に注意!!

- ① 時間毎の天気予報を確認し、高温時の作業を控え、作業時間帯をずらすなど工夫をしましょう。
- ② こまめな水分補給と大量に汗をかく場合は塩分を補給しましょう。
- ③ 帽子を着用し、通気性の良い服装で休憩をとりながら作業を行ないましょう。
- ④ バランスのとれた食事と日々ぐっすりと眠ることで、丈夫な体をつくりましょう。

熱中症の症状が出たら危険!

- ① 熱中症の症状にはめまい、立ちくらみ、倦怠感（だるさ）、吐き気、嘔吐、頭痛などがあります。
- ② 自力で水が飲めない、返事がおかしい、意識が無い場合は直ぐに救急車を呼びましょう。



農地に関する 申請・届出をしておりますか

農地の権利移動や農地を農地以外のものに転用する時は必ず農地法に基づいた申請をして許可を受ける必要があります。

農地法第3条

農の貸し借り、農地の権利移動や売り買い（農地の貸し借りの契約、農地の売り買いの契約など）

農地の相続等

相続などの権利を取得したときは、農地法3条の3に基づき届出が必要です。

農地法第4条

自己所有の農地を農地以外の目的（駐車場、宅地等）に転用する場合。

農地法第5条

自己が所有している農地を農地以外の目的に第三者が転用する場合。

※転用目的や立地条件等で許可されない場合があります。このほか様々な申請がありますので農地に関わることは、事前にご相談下さい。



農業委員会申請事務処理件数

平成 29 年 1 月～ 12 月末

区 分	件数	面積(㎡)
農地法3条（所有権及び利用権）	43	90,251.00
農業経営基盤強化法（利用権）	426	1,479,031.74
農地法第4条（農地転用）	1	1,137.00
農地法第5（権利移動を伴う農地転用）	39	23,297.45

転用許可を受けず違反転用していませんか

- 資材置き場にした
- 住宅を建てた
- 駐車場にしたなど



※許可なく転用をした場合及び事業計画通り転用していない場合は罰せられることがあります。

全国農業 新聞



NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

を購読
しましょう!

経営と暮らしに役立つ情報がいっぱい

◆発行日 毎週金曜日

◆購読料 一カ月 700 円 年額 8,400 円

編集後記

西日本を中心とした豪雨災害により被災・避難された皆様に心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

災害は、いつどこで起こるかわかりません。いつ、どんな時にどのように身を守るかなど日頃の備えを見直しましょう。

暑い日が続いています。炎天下やビニールハウス内での熱中症に気を付け農作業をしたいものです。

編集委員長松本・委員一同

国が支える 安心が大きくなる 担い手積立年金 農業者年金

〔要称〕

3つの要件を満たせばどなたでも加入できます!

◆加入資格

60歳未満

国民年金第1号被保険者

年間 60 日以上農業従事



税制面の優遇措置や終身年金で80歳までの保障付きなど様々なメリットがあります。お気軽にご相談ください。

お問い合わせ、お申し込みは農業委員会へ
☎ 53-8440 FAX 52-7765